

答 申 書
(答 申 第 4 0 号)
平成 1 2 年 9 月 2 8 日

1 審査会の結論

北海道高等盲学校、北海道札幌聾学校及び北海道星置養護学校の非常勤職員に対する平成11年度分の報酬の支給に係る次の公文書（北海道札幌聾学校にあっては、(4)を除く。）を一部開示としたことは妥当である。

- (1) 給与等支給明細（領収）書・給与支払証明書
- (2) 前渡資金支払決定書及び報酬等支給内訳（領収）書
- (3) 隔地送金・口座振替金領収書
- (4) 振込明細書

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、北海道高等盲学校、北海道札幌聾学校及び北海道星置養護学校（以下「本件各学校」という。）の非常勤職員に対する平成11年度分の報酬の支給に係る次の文書（北海道札幌聾学校にあっては、エを除く。）である。

ア 給与等支給明細（領収）書・給与支払証明書（以下「本件公文書1」という。なお、この文書には、常勤職員に対する給与等の支給に係る情報も記録されてる。）

イ 前渡資金支払決定書及び報酬等支給内訳（領収）書（以下「本件公文書2」という。）

ウ 隔地送金・口座振替金領収書（以下「本件公文書3」という。）

エ 振込明細書（以下「本件公文書4」という。）

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教員委員会（以下「実施機関」という。）は、本件公文書のうち、次の部分が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

ア 本件公文書1

(ア) 常勤職員における給与の号俸並びに給料、諸手当、控除及び支給に係る額

(イ) 非常勤職員における報酬、控除及び支給に係る額（道立学校等に勤務する特別職職員の報酬額について（昭和54年北海道教育委員会教育長通達。以下「通達」という。）で報酬の月額が定額として定められている場合は除く。）

(ウ) 常勤職員における貸付及び貯蓄に係る額の欄

(エ) 口座振替払の振込先銀行等の名称及び支店名

(オ) 学校の合計中、報酬、支給計、差引支給計、口座振替額及び現金支給額（これらの情報を開示することにより、特定の個人の報酬の額が明らかになる場合に限る。また、北海道札幌聾学校においては、該当なし。）

イ 本件公文書 2

(ア) 特定の個人の報酬、控除及び支給に係る額（通達で報酬の月額が定額として定められている場合は除く。）

(イ) 口座振替払の振込先銀行等の名称、支店名及び口座番号

(ウ) 債権者住所（北海道高等盲学校及び北海道星置養護学校においては、該当なし。）

ウ 本件公文書 3

(ア) 特定の個人の領収金額（通達で報酬の月額が定額として定められている場合は除く。）

(イ) 振込先銀行等の名称、支店名及び口座番号

(ウ) 受取人住所

エ 本件公文書 4（北海道札幌聾学校においては、該当なし。）

(ア) 振込金額

(イ) 振込先銀行等の名称、支店名及び口座番号

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件公文書において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）には、個人の所得（(2)のアの(ア)、(イ)及び(オ)、イの(ア)、ウの(ア)並びにエの(ア)の部分）、個人の財産状況（(2)のアの(ウ)の部分）、個人の取引金融機関及び口座番号（(2)のアの(イ)、イの(イ)、ウの(イ)及びエの(イ)の部分）並びに個人の住所（(2)のイの(ウ)及びウの(ウ)の部分）が記録されており、これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、社会通念上他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当すると判断する。

(4) 条例第11条の該当性について

ア 異議申立人は、本件処分の取消しの理由として、本件各学校の非常勤職員に対する期末勤勉手当、寒冷地手当及び期末手当の支給は、地方自治法第204条の2の規定に反するものであって、この不適切な支出が結果的に納税者の生活を圧迫することになるから、納税者の生活の保護のため、本件非開示部分を開示することが公益上必要である旨を主張していることから、条例第11条に規定する公益上の開示の必要性についても判断することとする。

イ 条例第11条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

ウ 本件非開示部分は、(3)のイで述べたとおり、個人のプライバシーに属する個人の所得、財産状況、取引金融機関、口座番号及び住所に関する情報であって、これらの情報を開示することが条例第11条に規定する人の生活の保護のために必要で

あるとは到底認められない。

したがって、(3) で非開示妥当と判断した部分については、条例第 11 条に規定されている公益上の開示の必要性があるとはいえない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 12 年 8 月 2 日	諮問書の受理 実施機関から関係書類の提出
平成 12 年 8 月 8 日 (第 28 回審査会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成 12 年 9 月 5 日 (審査会第二部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 審議
平成 12 年 9 月 25 日 (第 30 回審査会)	答申案審議
平成 12 年 9 月 28 日	答申

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成12年5月 8日 本件開示請求
- (2) 平成12年5月22日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (3) 平成12年7月21日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を撤廃するとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

北海道高等盲学校、北海道札幌聾学校及び北海道星置養護学校の各学校における非常勤職員に対する期末勤勉手当、寒冷地手当及び期末手当の支給は、地方自治法第204条の2の規定に反するものである。

この不適切な支出は、結果的に納税者から不必要な支出をさせることとなり、納税者の生活を圧迫することになる。

納税者の生活を保護するためにも、今回の非開示部分の全てを開示することは、条例第11条に規定されているとおり、公益上必要なことである。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。

(北海道高等盲学校)

理 由 説 明 書

1 対象公文書の内容

本件対象公文書は、平成 11 年度に北海道教育委員会が北海道高等盲学校の非常勤職員に支給した報酬の支出の事実を証明する次の書類である。

- (1) 給料等支給明細(領収)書・給与支払証明書(平成11年4月～平成12年3月)
- (2) 前渡資金支払決定書及び支給内訳(領収)書(平成11年4月～平成12年3月)
- (3) 隔地送金・口座振替金領収書(平成11年4月～平成12年3月)
- (4) 振込先明細書(平成11年4月～平成12年3月)

2 非開示理由

条例第 10 条第 1 項第 1 号の該当性について

(1) 給料等支給明細書(領収)書・給与支払証明書中

ア 給料の号俸並びに給料、諸手当、控除額、報酬額(月額が定額のものを除く。)及び支給額は、特定の個人の所得が特定され得る又は所得に関する情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

ただし、支給される月額が定額で、その月額が公表されているものは除く。

イ 貸付及び貯蓄に係る部分は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

ウ 口座名は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

エ 学校の合計中、報酬、支給計、差引支給計及び現金支給額は、開示することにより非開示とする報酬の額が容易に明らかになることから、特定の個人の所得が特定され得る情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

(2) 前渡資金支払決定書及び支給内訳(領収)書中

ア 口座振替払の振込先銀行名及び口座番号は、特定の個人のプライバシー情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

イ 特定の個人の支給額、控除額及び差引現金支給額は、所得に関する情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

ただし、支給される月額が定額で、その月額が公表されているものは除く。

(3) 隔地送金・口座振替金領収書中

受取人住所及び振込先銀行等の名称及び口座番号は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

(4) 振込先明細書中

振込先銀行等の名称及び口座番号及び金額は、特定の個人のプライバシーに関する情報及び特定の個人の所得に関する情報であることから、通常他人に知られたいと認められる。

3 異議申立理由に対する反論

- (1) 異議申立人は、非常勤職員の期末勤勉手当等の支出は、地方自治法第 204 条の 2 の規定に反するものであり、この不適切な支出が結果的に納税者の生活を圧迫することとなるため、非開示部分を開示することは、条例第 11 条に規定されているとおり納税者の生活の保護のため公益上必要であると主張する。

(2) 条例第 11 条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても当該情報が、現に発生しているか又は将来発生するおそれのある危害等から人の命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書について公文書の開示をするものとするとの趣旨である。

本件処分で一部非開示とした部分は、個々の職員の所得の額や口座に関する情報であり、このような個人のプライバシーに関する情報を開示することが、納税者の生活の保護のため公益上必要であるとはおよそ考えられず、この点における異議申立人の主張は失当である。

(北海道札幌聾学校)

理 由 説 明 書

1 対象公文書の内容

本件対象公文書は、平成11年度に北海道教育委員会が北海道札幌聾学校の非常勤職員に支給した報酬の支出の事実を証明する次の書類である。

- (1) 給料等支給明細(領収)書・給与支払証明書(平成11年4月～平成12年3月)
- (2) 前渡資金支払決定書及び支給内訳(領収)書(平成11年4月～平成12年3月)
- (3) 隔地送金・口座振替金領収書(平成11年4月～平成12年3月)

2 非開示理由

条例第10条第1項第1号の該当性について

(1) 給料等支給明細書(領収)書・給与支払証明書中

ア 給料の号俸並びに給料、諸手当、控除額、報酬額(月額が定額のもの除く。)及び支給額は、特定の個人の所得が特定され得る又は所得に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

ただし、支給される月額が定額で、その月額が公表されているものは除く。

イ 貸付及び貯蓄に係る部分は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

ウ 口座名は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

(2) 前渡資金支払決定書及び支給内訳(領収)書中

ア 債権者住所、口座振替払の振込先銀行名及び口座番号は、特定の個人のプライバシー情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

イ 特定の個人の支給額、控除額及び差引現金支給額は、所得に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

ただし、支給される月額が定額で、その月額が公表されているものは除く。

(3) 隔地送金・口座振替金領収書中

受取人住所及び振込先銀行等の名称及び口座番号は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

3 異議申立理由に対する反論

(1) 異議申立人は、非常勤職員の期末勤勉手当等の支出は、地方自治法第204条の2の規定に反するものであり、この不適切な支出が結果的に納税者の生活を圧迫することとなるため、非開示部分を開示することは、条例第11条に規定されているとおり納税者の生活の保護のため公益上必要であると主張する。

(2) 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても当該情報が、現に発生しているか又は将来発生するおそれのある危害等から人の命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書について公文書の開示をするものとする趣旨である。

本件処分の一部非開示とした部分は、個々の職員の所得の額や口座に関する情報であり、このような個人のプライバシーに関する情報を開示することが、納税者の生活の保護のため公益上必要であるとはおよそ考えられず、この点における異議申立人の主張は失当である。

(北海道星置養護学校)

理 由 説 明 書

1 対象公文書の内容

本件対象公文書は、平成11年度に北海道教育委員会が北海道星置養護学校の非常勤職員に支給した報酬の支出の事実を証明する次の書類である。

- (1) 給料等支給明細(領収)書・給与支払証明書(平成11年4月～平成12年3月)
- (2) 前渡資金支払決定書及び支給内訳(領収)書(平成11年4月～平成12年3月)
- (3) 隔地送金・口座振替金領収書(平成11年4月～平成12年3月)
- (4) 振込先明細書(平成11年4月～平成12年3月)

2 非開示理由

条例第10条第1項第1号の該当性について

(1) 給料等支給明細書(領収)書・給与支払証明書中

ア 給料の号俸並びに給料、諸手当、控除額、報酬額(月額が定額のものを除く。)及び支給額は、特定の個人の所得が特定され得る又は所得に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

ただし、支給される月額が定額で、その月額が公表されているものは除く。

イ 貸付及び貯蓄に係る部分は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

ウ 口座名は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

エ 学校の合計中、報酬、支給計、差引支給計及び現金支給額は、開示することにより非開示とする報酬の額が容易に明らかになることから、特定の個人の所得が特定され得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

(2) 前渡資金支払決定書及び支給内訳(領収)書中

ア 口座振替払の振込先銀行名及び口座番号は、特定の個人のプライバシー情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

イ 特定の個人の支給額、控除額及び差引現金支給額は、所得に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

ただし、支給される月額が定額で、その月額が公表されているものは除く。

(3) 隔地送金・口座振替金領収書中

受取人住所及び振込先銀行等の名称及び口座番号は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

(4) 振込先明細書中

振込先銀行等の名称及び口座番号及び金額は、特定の個人のプライバシーに関する情報及び特定の個人の所得に関する情報であることから、通常他人に知られたくないと認められる。

3 異議申立理由に対する反論

- (1) 異議申立人は、非常勤職員の期末勤勉手当等の支出は、地方自治法第204条の2の規定に反するものであり、この不適切な支出が結果的に納税者の生活を圧迫することとなるため、非開示部分を開示することは、条例第11条に規定されているとおり納税者の生活の保護のため公益上必要であると主張する。

(2) 条例第 11 条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても当該情報が、現に発生しているか又は将来発生するおそれのある危害等から人の命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書について公文書の開示をするものとするとの趣旨である。

本件処分で一部非開示とした部分は、個々の職員の所得の額や口座に関する情報であり、このような個人のプライバシーに関する情報を開示することが、納税者の生活の保護のため公益上必要であるとはおよそ考えられず、この点における異議申立人の主張は失当である。